

仙台市障害者自立支援協議会設置要綱

(平成18年10月1日 健康福祉局長決裁)

(設置)

第1条 本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、仙台市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 相談支援事業者の運営評価、指導及び助言
- (2) 相談支援従事者の質の向上を図るための人材育成等、相談支援の体制整備に関する協議
- (3) 関係機関によるネットワークの構築等に係る協議と課題の情報共有
- (4) 障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の改善、開発に向けた協議
- (5) 区自立支援協議会との連携による地域支援のあり方に関する協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、障害者等への支援体制の整備を図るために健康福祉局長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱、任命する。

- (1) 保健、福祉、医療、就労又は教育の分野における学識経験者
- (2) 障害者等又はその家族
- (3) 障害者等の保健福祉に関わる事業の従事者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副委員長1名を置き、委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、協議会に委員長が指名する委員および審議に必要な臨時委員により構成する部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を統括し、その検討経過及び結果を協議会に報告する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会の構成員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の構成員」と読み替えるものとする。
- 6 臨時委員は、当該事項の審議が終了したときは、解属又は解任されるものとする。

(区自立支援協議会)

第7条 各区における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、各区の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として各区に障害者自立支援協議会を設置する。

- 2 各区障害者自立支援協議会の設置に関し必要な事項は、各区保健福祉センター所長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
(障害者ケアマネジメント推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 障害者ケアマネジメント推進協議会設置要綱(平成15年6月1日健康福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

(平成20年4月1日改正)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(平成25年3月25日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(平成30年7月1日改正)

この改正は、平成30年7月1日から実施する。